

都市農業経営パワーアップ事業実施要綱

21 産労農振第 1873 号
平成 22 年 4 月 1 日
一部改正 24 産労農振第 1707 号
平成 25 年 3 月 29 日

第 1 趣旨

東京都の都市農業は、大消費地の中にあるメリットを最大限に活かし、都民の食卓に新鮮で安全・安心な農産物を届けており、さらに、生産の基盤である農地は、都民生活に潤いと安らぎを与え、災害時には避難場所を提供するなど多面的機能を有している。

このように大切な、東京都の都市農業をさらに発展させるためには、農産物の生産・加工・販売による経営の多角化や農業体験農園の開設など、多様な都民ニーズを積極的に農業経営に取り入れて、収益性の高い都民生活に密着した産業にする必要がある。

このため都は、高い経営意欲を持った農業者に対し、農業施設の整備への支援や、助言を行い経営目標の実現を促進していく。

第 2 目的

この事業は、第 1 の趣旨に沿って、認定農業者などの農業者の経営改善等に向けた取組を支援し、都市農業の経営力を強化することを目的とする。

第 3 事業の内容

都は第 2 の目的を達成するため、事業実施主体に対して次の支援を行うものとする。

- 1 農業経営を向上するための、「施設」や「生産基盤」の整備への支援
- 2 農業経営を安定・向上するための、事業実施前のアドバイスや事業実施後のサポート

第 4 事業の種類

この事業は、農業者が策定した 5 年後を目標とする農業経営の計画を達成するために必要な施設整備等を支援するものであり、都が補助をする対象者の違いにより、以下の 2 種類により実施するものとする。

(1) 一般型

区市町の区域内を受益地区として事業を実施する類型。なお、補助対象者は区市町長とする。

(2) 広域型

受益地区が 2 つ以上の区市町にまたがって事業を実施する類型。なお、補助対象者は、事業実施主体の代表者とする。

第 5 事業実施地域

この事業の実施地域は、「都市的地域」（農林統計に用いる地域区分で、東京都では、山村地域、島しょ地域を除く地域）とする。

第 6 事業実施主体

事業実施主体は、次のいずれかとする。

- (1) 区市町
- (2) 農業協同組合（JA）
- (3) 農業法人（農業者だけで構成する法人に限る。）
- (4) 3 戸以上の農家で構成する営農集団等
- (5) 特認経営体（知事が別に定める 3 戸未満の個別経営体等。原則として認定農業者に限る。）

第 7 実施計画

1 実施計画の策定

第 4 の 1 の「一般型」で本事業を実施しようとする区市町長、又は第 4 の 2 の「広域型」で本事業を実施しようとする補助対象者の代表者（以下「区市町長等」という。）は、区市町等の本事業に対する方針を示す「都市農業経営パワーアップ事業実施計画書」（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

2 実施計画の認定

区市町長等は、実施計画を知事に提出して、その認定を受けるものとする。

3 実施計画の変更

区市町長等は、知事の認定を受けた実施計画の内容等について変更を必要とする場合は、2の規定を準用するものとする。

第8 推進指導體制等

1 都の推進指導體制

知事は、本事業を、関連施策との連携に配慮しながら、地域の実情に応じて円滑かつ適正に推進するため、別に定めるところにより、関係機関による「都市農業経営パワーアップ事業推進協議会」及び「都市農業経営パワーアップ事業地域支援チーム」（以下それぞれ「推進協議会」、「地域支援チーム」という。）を設置し、区市町、事業実施主体等に対する推進指導體制を整備するものとする。また、事業の事前の内容精査と事後の評価を行い、適切に事業が執行できるように努めるものとする。

2 区市町等の推進指導體制

区市町長等は、実施計画の策定及び本事業の円滑な推進を図るため、行政機関や農業団体等との連携を密にして、本事業の推進指導に当たるものとする。

第9 他の計画・施策との関連等

1 都は、実施計画の策定及び当該事業の実施が他の関連諸計画・施策と十分整合性を持つよう指導調整するものとする。

2 都及び区市町等は、他の計画及び施策を定めるときは、実施計画が達成できるよう十分配慮するものとする。

第10 助成措置

知事は、別に定めるところにより毎年度、予算の範囲内において、実施計画に基づく本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。